山形県公報

令和5年11月21日(火) 第456号

毎 週 火・金 曜 日 発 行

目 次

教育委員会関係

告 示

○山形県教育委員会11月定例会の招集……………………………………………………………………………1175

公 告

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第19号

山形県教育委員会11月定例会を次のとおり招集した。 令和5年11月21日

山形県教育委員会

教育長 髙 橋 広 樹

- 1 招集の日時 令和5年11月22日(水) 午後1時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目 8番1号 山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
 - (1) 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
 - (2) 第78回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会山形県実施本部の設置について
 - (3) 山形県産業教育審議会委員の解任及び任命について
 - (4) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について

公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、山形県知事、山形県企業管理者及び山形県病院事業管理者から、令和5年9月8日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和5年11月21日

山形県監査委員	奥	Щ	誠	治
山形県監査委員	髙	橋	啓	介
山形県監査委員	松	田	義	彦
山形県監査委員	海	老名	信	乃

監査対象機関	指	摘	事	項	措 置 の 内 容
置賜総合支庁総務	支出事務が	ぶ適切でない	いもの		公共事業等執行状況報告書により
企画部					出の進捗状況を管理するとともに、
					事等執行状況管理簿を新たに作成し
					請求書受理日、工事完了日、処理
					限、支払日など、それぞれの日付を
					載し、副主幹が請求書の処理状況を
					時確認することとした。
置賜総合支庁建設	入札事務が	ぶ適切でない	いもの		担当者及び課長のチェックリスト
部					項目を追加し、指名業者に提示する
					記仕様書等と設計書の照合確認を確
					に実施することとした。
					また、担当者のチェックにおいて
					担当者以外の職員によるチェックを
					えて行うこととした。
-	1 4 市が2	シキロッとい	\ 1 D		
	八八十十十八十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	ぶ適切でない	160)		開札結果(最低制限価格を下回る
					札が複数ある、ごくわずかに下回る
					札があるなど)から積算ミスが疑
					れ、かつ積算歩掛の条件設定の不備
					確認できない場合は、設計書を積算
					準書と照らし合わせてチェックする
村山総合支庁保健	執行管理体	は制が適切っ	でないもの		手当事務に精通した職員がいなり
福祉環境部					況でも適切に事務を行えるよう、以
III III PROPIN					の対策を実施した。
					障害等級変更の場合の適用年月に
					いて確認する項目を盛り込んだチェ
					クシートを導入、新たにヒヤリハッ
					集を作成し、事務引継ぎの際に活用
					事務を複数で担当することによるタ
					ルチェック体制の強化。
					上記の取組みに加え、「制度勉
					会」を継続的に開催し、担当者間で
					報共有を図りながら、係全体の制度
					解向上に努めていく。
杜山松人士岸海凯		上生は公路と口~	たわいす の		
村山総合支庁建設	執行管理体	1間が週別	てないもの		契約内容を確認し、特に15日以内
部					支払うべき業務委託については、支
					期限を明示した付箋を支出伺に添付
					ることにより、支払遅延を確実に関
					する。
					併せて、既存の支払に関するチェ
					クリストに加え、支払遅延が発生し
					すい案件(請書と契約書が混在する
					務)に係る管理表を個別に作成し、
					数人でのチェックを徹底する。

庄内総合支庁総務 企画部	事務執行体制が適切でないもの	係内において、今回の不備や過去の 監査結果について情報を共有し、内
파티바		統制評価シートにより業務ごとのリ
		ク項目や対応策を確認するよう改め
		グ境日代対応界を確認するよう以外 指導する。
		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
		また、これまでは、出納審査が不
		となる支出何兼支出票(所属出納員
		裁)についてのみ業務管理者と業務
		括者が確認内容を記載するチェック
		ストを貼付し、請求書の額と支出額
		確認を行っていたが、出納審査が必
		となる支出票についても同様に確認
		ることとした。全ての支出額につ
		て、業務管理者と業務総括者がダブ
		チェックを行い、組織として再発防
		に努める。
	収入の調定が適切でないもの	指定自動車教習所の課税免除対象
		動車の構造変更の有無について見落
		しを防ぐため、毎月、リストを出力
		て確認する。
		また、課税免除の相手方に対し
		は、申請書及び決定通知書の送付
		に、構造変更した際には課税免除に
		当しなくなること及び届出書の提出
		必要であることについて明確に伝え
		確認を徹底し、課税漏れ等の再発の
		止に努める。
庄内総合支庁産業	執行管理体制が適切でないもの	契約事務を担当する職員に対して
経済部		改めて適正な事務執行について研修
		行うとともに、入札立合者を2名か
		3名に増員しチェック体制を強化す
		ほか、入札の手順を確認するフロ
		チャートを作成し、電子入札システ
		マニュアルと併せて活用するなど、
		札執行体制を見直し、再発防止に努
		る。
消防救急課	関係法令に準拠して適正に処理されていない	時間外勤務命令簿に、あらかじめ
	<i>€</i> Ø	間外勤務手当への加算対象となる特別
		勤務手当の名称及び単価を記載し、
		正な時間外勤務命令を行うことで、
		当の算定誤りが生じないようにした。
環境企画課	未収金等の債権の管理が適切でないもの	債務者との手続等の進捗を確認す
		チェック表を作成し、業務管理者及
		業務総括者と状況を共有するとと
		に、債務者への連絡調整を密にする
		とで、未収金の発生防止と催告など
		権の適切な管理を行う。

エネルギー政策推 進課	補助金等の交付事務が適切でないもの	処理中の申請書類の保管場所を16 所に集約し、担当者以外も処理案件の 書類確認が出来るように変更し、班に で、随時確認を実施する。 申請受付の受託業者とともに班内で 月1回の受付件数、処理件数、問合い 状況を共有する場を設け、処理状況の 全体把握を行い、遅延及び処理漏れないようチェック体制を強化する。 申請者ごとの「処理状況一覧」、「 請内容の問合せや添付書類の再提出付 頼等を記録する「問合せ一覧」を作り し、執行管理を強化する。
みどり自然課	執行管理体制が適切でないもの	これまで1人で行っていた財務会は システムによる財産台帳への記載にいて、2人体制にし、相互に確認するとにより、記載漏れや記載誤りを 止する。
	執行管理体制が適切でないもの	契約締結前に、事務主任者だけではなく、業務管理者、必要に応じて支 審査担当者に契約保証金の納付の必 性の有無を確認することにより徴収 れを防止する。 併せて、契約・変更契約締結時の出 出伺いに契約保証金に係るチェッシートを添付することにより、事務 スを防止する。
	収入事務が適切でないもの	交付申請の手続きに係るチェック ストを作成し、交付申請や変更交付 請の決裁時に添付することにより、 続き漏れを防止する。
子ども成育支援課	収入事務が適切でないもの	今後は受理簿を作成し、事業計画の提出があった都度受理簿に記載、務管理者が受理簿と事業計画書の突を行うことで、再発防止を図る。た、国から額の確定通知が届いたら、事務執行チェックシートに県はいつでに額の確定を行わなければならないなどポイントを追記することで、発防止を図る。
	前年度会計の監査において注意した事項について措置又は改善を行っていないもの	補助金に係る事務処理の不備をな すため、担当者・業務管理者の理解 深めることを目的とする勉強会を開 する。

子ども家庭福祉課	執行管理体制が適切でないもの	県費で支出すべき費用に関する支
		事務を適切に執行するため、事務執
		チェックシートを活用し、執行状況
		確認するとともに、担当内ミーテ
		ングを定期的に実施し、業務のスタ
		ジュールや内容を共有する。
		また、定期的に、財務会計システ
		から支出伺及び支出命令のデータを
		出・整理して支出予定額一覧表を作
		し、支出伺ごとの支払状況や、支出
		遅れや漏れがないか確認する。
企業局	入札事務が適切でないもの	入札事務のチェックリストの改善
		とあわせて審査体制の強化を図ると
		もに、入札事務を行う職員を対象に
		札事務に関する勉強会を実施した。
		後も所属職員に対して定期的に注意
		起の通知を発出するなど、入札事務
		ス発生防止の取組みを推進する。
病院事業局	関係法令等に準拠して適正に処理されていな	返金の対応については、該当者へ
	いもの	知し返金処理を行っており、現在は
		切な料金を徴収している。
		県立病院課において、法令改正の
		度、各料金の消費税課税・非課税リ
		トを作成し、全県立病院で共有する
		ともに、システム改修等の対応状況
		ついて確認を行う。本作業にあたっ
		は、管理職等を含む複数人により徴
		根拠の確認を徹底する。
中央病院	執行管理体制が適切でないもの	行政財産目的外使用許可決定後、
		ちに収入調定するとともに、収入調
		の決裁時には、管理表と突合し、収
		調定漏れがないように徹底する。
		また、本事務にかかるマニュアル
		作成し、再発を防止する。
	収入の調定が適切でないもの	返金の対応については、該当者へ
		知し返金処理を行っており、現在は
		切な料金を徴収している。
		県立病院課において、法令改正の
		度、各料金の消費税課税・非課税リ
		トを作成し、全県立病院で共有する
		ともに、システム改修等の対応状況
		ついて確認を行う。
新庄病院	支出事務が適切でないもの	事務ミスが発生した業務について
		新たに事務執行チェックシートを作
		し、進捗管理を徹底するとともに、
		数の職員でチェックする体制とする。

	令和5年11月21日	(火曜日)	山	形	県	公	報	第456号
		日本の調点	定が適切でな	L)t. o)			医業収益の収入調定にかかるマニュ
		「人文人へう」的可人	E/小旭 9/7 くな	V . D v.				アルの作成のほか、毎月の調定業務の
								フローの見直しにより誤りを防止す
								る。
								調定の際は、金額等に誤りがないか
								複数職員でチェックを行うとともに、
								毎月の調定業務に係るチェックリスト
								を作成し、月次決算毎に処理漏れ等が
								ないかチェックする体制とする。
1								
1								
1								
1								

庁

県